

伊東市教委訓令甲第5号

各課

伊東市立学校・園適正規模及び配置検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年12月17日

伊東市教育委員会

委員長 井上靖史

伊東市立学校・園適正規模及び配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊東市立小中学校並びに保育園及び幼稚園（以下「学校等」という。）における規模及び配置のあり方を検討するため、伊東市立学校・園適正規模及び配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市教育行政の重要課題等のうち、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に対して報告又は建議するものとする。

- (1) 学校等の適正規模に関すること。
- (2) 学校等の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に係る具体的方策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校保護者代表（小・中学校）
- (2) 就学前児童保護者代表（保育園・幼稚園）
- (3) 学童保育利用者代表
- (4) 地域住民代表
- (5) 学校等代表
- (6) 市内高等学校代表
- (7) 市議会議員代表
- (8) 行政経営課長
- (9) 財政課長
- (10) 都市計画課長

(11) 学識経験者

(12) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する所掌事項に関する報告又は建議を行った日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

5 委員長の許可を受けた者は会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は、教育長が招集し、委員長が選出されるまでの間、その議長となる。